

令和 4 年 6 月 1 5 日

南相馬市農業委員会
6 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年6月15日(水) 午後1時25分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	欠	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	欠	13	若 杉 裕 二	欠
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	欠	15	塚 野 邦 好	欠
6	濱 名 弘 幸	出	16	佐 藤 洋	出
7	志 賀 恒 夫	欠	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	二 谷 純 市	出
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし（新型コロナウイルスの感染防止のため、出席を求めない。）

3. 出席職員

事務局

①局長 増山 善樹 ②主査 小守 愛 ③副主査 米本 一樹
④主事 平田 幸子

農政課

①副主査 宍戸 達弥

4. 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 19 号	農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 4	報告第 20 号	違反転用事案の報告について
日程第 5	議案第 61 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 6	議案第 62 号	農用地利用配分計画に係る意見について
日程第 7	議案第 63 号	南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
日程第 8	議案第 64 号	農地法第 3 条の規定による許可処分取消願出について
日程第 9	議案第 65 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 10	議案第 66 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 11	議案第 67 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
日程第 12	議案第 68 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 13	議案第 69 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 14	議案第 70 号	農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）
日程第 15	議案第 71 号	農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）

5. 会議の概要

(開会 午後1時25分)

- 議 長 只今より、令和4年6月定例総会を開会いたします。
- 6月に入り新型コロナウイルスの感染者数が減少傾向になりつつあるようですが、もう少し状況をみたいことと、県では感染対策の徹底と注意喚起をあらためて呼びかけていますので、これを踏まえ、今回も出席者を減じての開催について、委員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。
- それでは先ず、欠席委員についてですが、本日はおりません。
- 出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。
- 議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号・8番鈴木一夫委員、10番・森秋夫委員、12番・今村秀身委員を指名いたします。
- 議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。
- 5月定例総会以降、本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。
- 議 長 次に、日程第3、報告第19号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。
- 事務局 報告第19号についてご説明いたします。議案書の2ページになります。今回、1件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。
- 議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。
- 「なし」と呼ぶ者あり
- 議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。
- 議 長 次に、日程第4、報告第20号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第20号についてご説明いたします。議案書の3ページから4ページ、整理番号1番から4番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。

整理番号1番については、平成14年頃に亡き叔母が農地の一部を転用して住宅を建築して住み始めました。玄関からの出入りが不便であったこと、また、駐車場敷地が確保出来ていなかったことから、宅地の一部として使用しています。今般、叔母から遺贈を受けたことに伴い土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。整理番号2番については、昭和62年頃に自宅及び納屋を新築した際に、宅地の保護法面として盛土、造成しました。その後、平成4年頃に農業の利便性を図るために農機具転回広場を整備しました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。整理番号3番については、昭和59年頃に住宅兼事務所を建築した際に農地に越境して建物を建築し、駐車場、農機具置場及び旋回広場として使用しています。また、平成8年頃には父が植栽し庭を整備し現在も使用しています。今般、事業用地の拡張を計画し、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。整理番号4番については、平成29年頃から敷砂利をし、電気工事設備置場、資材置場、駐車場、通路として使用していました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第61号についてご説明いたします。議案書の5ページから7ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課 本件につきまして、議案書の５ページから７ページになります。利用権設定が１１件となっております。内容については、記載のとおりでございます。なお、賃借料につきましては、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第６、議案第６２号「農用地利用配分計画に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第６２号についてご説明いたします。議案書の８ページから９ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から、説明を求めます。

農政課 議案書の８ページから９ページになります。農用地利用配分計画が１件となっております。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお、賃借料につきましては、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第７、議案第６３号「南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第６３号についてご説明いたします。議案書の１０ページから２７ページ

になります。市が農業振興地域整備計画を変更するに当たりまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員よりご説明申し上げます。以上です。

議 長 次、提案者農政課担当職員から、説明を求めます。

農政課 議案第63号についてご説明いたします。議案書の10ページから27ページ、現地案内図については別冊となっております。今回、変更申出が提出された内訳につきましては、用途区分の変更申出が1件、農用地区域からの除外申出が12件であります。農用地区域からの除外申出の内訳でございますが、小高区が5件、鹿島区が1件、原町区が6件であります。個別事業計画の内訳であります、議案書12ページに記載のとおりでございます。これらの変更申出の内容につきまして、農用地区域の除外要件をもとに、当該整備計画を変更することとしたところでございます。なお、内容の詳細につきましては、議案書資料の記載のとおりでありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

「なし」と呼ぶ者あり

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次、日程第8、議案第64号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願出について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第64号についてご説明いたします。議案書の28ページになります。農地法3条許可となった所有権移転の取消願出が2件あります。申請当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。取消をする理由についてですが、申請番号1番につきましては、許可の翌年に東日本大震災が発生し、今後の営農について考える必要が出てきたことから、一旦、元の地権者へ土地を返却するため、許可を取消するものです。申請番号2番につきましては、許可の内容を売買から贈与に改めるため、許可の取消をするものとなっております。そのほか詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 9、議案第 6 5 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 6 5 号についてご説明いたします。議案書の 2 9 ページから 3 4 ページになります。当議案につきましては、申請取り下げが 3 件ございましたので、差替えの議案書を配布しております。申請番号 6 番については、議案第 6 4 号の農地法 3 条許可取消に関連する申請になります。そのほか詳細につきましては、記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件につきまして許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 続いて、申請番号 2 番の現地調査委員、1 番委員、申請番号 1 4 番の現地調査委員、3 番委員には、出席を求めているため、事務局にて補足説明を受けていれば、事務局から報告を願います。

事務局 調査担当委員からは、特段報告を受けておりません。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 0、議案第 6 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号 4 番を先に審議いたします。

 それでは、農業委員会法第 3 1 条の規定により、1 0 番委員には、この間、退席を願います。

議 長 暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開します。

議 長 事務局から、申請番号4番の説明を求めます。

事務局 議案第66号申請番号4番についてご説明いたします。議案書の36ページ、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。報告第20号整理番号2番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。

2番委員 議案第66号申請番号4番について、現地調査報告をいたします。なお、この案件につきましては、報告第20号整理番号2番に関連しております。現地案内図は4ページになります。去る6月11日午前8時頃より、申請人立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 10番委員の復席を許します。

議 長 暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。

議 長 それでは、議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許

可分)」の残り全部について審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第66号の残りすべてについてご説明いたします。議案書の35ページから36ページ、申請番号1番から3番及び5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番については、農地改良のための一時転用であり、転用期間は許可日から3年間となっております。申請番号2番については、報告第20号整理番号1番の追認を得るための案件です。申請番号3番については、物置として使用するのための一時転用であり、転用期間は許可日から1年間となっております。申請番号5番については、報告第20号整理番号3番の追認を得るための案件です。以上です

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。先ず、申請番号1番について、12番委員。

12番委員 議案第66号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページになります。去る6月9日午後0時15分頃より、申請人立会いのもと、現地調査を行わせていただきました。調査書の調査項目に基づきまして、さらに、申請人からの聞き取り、そして、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると、このように判断をさせていただきました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 次に、申請番号2番について、11番委員。

11番委員 議案第66号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は2ページになります。この案件は、報告第20号整理番号1番関連の案件です。去る6月12日午後2時頃より、申請人立会いのもと、調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号5番について、8番委員。

8番委員 議案第66号申請番号5番について、現地調査を報告いたします。現地案内図は5ページになります。この案件は、報告第20号整理番号3番関連の案件です。去る6月11日午前9時頃より、代理人行政書士の立会いのもとに、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判

断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、申請番号３番の現地調査委員、１番委員には出席を求めているため、事務局からの報告をお願いします。

事務局 現地調査員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。
議案第６６号申請番号３番について、現地調査の報告をいたします。所在から申請事由は記載のとおりです。現地案内図は３ページです。去る６月９日午後１時３０分頃より、申請人立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。
以上、現地調査員からの報告となります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１１、議案第６７号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第６７号についてご説明いたします。まず、議案の訂正があります。議案書の３７ページ、申請番号１番の事業計画変更の事由、１当初許可の内容及び事業の実施状況についてにつきまして、「福島県相農林指令第２３９０号」とございますが、「福島県指令相農林第２３９０号」に、また、「未だ事業は実施できていない」とございますが、「宅地として整地済みである」に訂正をお願いします。それでは、議案書の３７ページ、申請番号１番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。この案件は、議案第６８号申請番号３番の関連案件です。事業計画変更に係る理由ですが、理容店を建築する目的で平成１１年に転用許可を受けましたが、自宅が延焼で消失、体調不良も重なって事業を延期していました。８０歳となった現在、年齢的にも申請地に移住して理容店を開店することは断念しました。その後、継承者が一般住宅を建築する計画となったことから、当初の事業計画を変更し継承するものであります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号１番につい

て、8番委員。

8番委員 議案第67号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページになります。この案件は、議案第68号申請番号3番関連の案件です。去る6月9日午前11時30分頃より、代理人行政書士の立会いのもとに、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第68号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第68号についてご説明いたします。議案書の38ページから39ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番は、第一種農地を車庫とするための転用申請です。申請番号2番は、第三種農地を宅地造成するための転用申請です。申請番号3番は、第三種農地を一般住宅、駐車場とするための転用申請であり、議案第67号整理番号1番の関連案件です。申請番号4番は、第二種農地を駐車場とするための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。まず、申請番号1番について、11番委員。

11番委員 議案第68号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページになります。去る6月12日午後1時頃より、譲受人の立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、16番委員。

16番委員 議案第68号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページです。去る6月10日午後4時頃より、代理人行政書士立会いのもと、現地調査を行いました。申請事由は記載のとおりで、調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 次に、申請番号3番及び4番について、8番委員。

8番委員 議案第68号申請番号3番について、現地調査を報告いたします。現地案内図は6ページになります。この案件は、議案第67号申請番号1番関連の案件です。去る6月9日午前11時頃より、代理人行政書士の立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

続いて、議案第68号申請番号4番について、現地調査報告をいたします。現地案内図は9ページになります。去る6月11日午前9時より、代理人行政書士立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第69号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第69号についてご説明いたします。まず、議案の訂正があります。議案書の40ページ、申請番号1番のその他状況につきまして、「資金計画4、78

4,000円」「自己資金4,784,000円」とございますが、「資金計画5,501,000円」「自己資金5,501,000円」に訂正をお願いします。この度、事業計画の変更に伴い、沈砂池の新設及び雨水排水工事等に係る費用が、造成費として717,000円追加計上されたものであります。それでは、議案書の40ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第二種農地に駐車場、資材置場を整備するための転用申請です。当該申請地を現地調査した農地専門委員会で結論が出なかったこともあり、5月定例総会の議案第57号申請番号1番で継続審議と決した案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、16番委員。

16番委員 議案第69号申請番号1番について、農地専門委員会委員長及び副委員長、農業委員会会長で現地調査を行いましたので報告いたします。譲受人は建設業を営んでおり、大熊町から南相馬市まで点在している駐車場及び資材置場を集約し、事業の効率化及び合理化を図るための転用申請となっております。現地案内図は10ページです。

 なお、この案件は5月定例総会の議案第57号申請番号1番にて継続審議となった案件であります。去る5月6日、農地専門委員会の現地調査では、法面の崩れ防止や雨水処理及び土砂流出への対策を講じる必要があるとの意見があり、さらに、請戸川土地改良区の意見書も提出されておらず、結論を出すことはできませんでした。この度、前述の対策を講じた事業計画が策定され、意見書等の不足書類が整ったため、再度、現地調査を行ったものであります。

 去る6月8日午後1時30分より、代理人行政書士及び譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士及び譲受人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました。法面の崩れ防止対策として、法面の脆弱な箇所及び洗堀箇所に対し、法面補修後に法面保護ネットにて補強し、その上からワラ芝にて植生を行うこと、雨水処理対策及び土砂流出対策としては、敷地南西部に10m×10m×深さ2.1m、北西部に5m×5m×深さ1.5mの沈砂池を設置し、敷地南西部に新設する沈砂池より排出される上澄み水を既存沈砂池にて受け、林道水路に流下すること、さらに、土地改良区の意見書等の不足書類も整っていたことから、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 14、議案第 70 号「農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 70 号についてご説明いたします。議案書の 41 ページから 42 ページ、申請番号 1 番から 4 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 1 番から 3 番は一時転用申請であり、転用期間につきましては、申請番号 1 番は 3 年間、申請番号 2 番は 1 年間、申請番号 3 番は 4 か月となります。申請番号 4 番につきましては、報告第 20 号整理番号 4 番の違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号 1 番について、10 番委員。

10 番委員 議案第 70 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 11 ページになります。去る 6 月 9 日午後 2 時頃より、設定人立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人からの聞き取り、また、現地の状況を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、11 番委員。

11 番委員 議案第 70 号申請番号 2 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 12 ページになります。去る 6 月 14 日午後 2 時頃より、被設定人の立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また、現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 3 番について、18 番委員。

18番委員 議案第70号申請番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。なお、現地案内図は13ページのとおりです。去る6月9日午後1時30分頃より、被設定人立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断いたしました。皆様方の審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、申請番号4番の現地調査委員、3番委員には出席を求めているため、事務局からの報告をお願いします。

事務局 申請番号4番につきまして、現地調査委員による調査結果をご報告いたします。なお、この案件につきましては、報告第20号整理番号4番の関連案件となっております。現地案内図は14ページになります。去る6月10日午後4時30分より、申請者立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請者からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上になります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第71号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第71号についてご説明いたします。議案書の43ページ、申請番号1番及び2番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。両案件とも、第二種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号1番及び2番について、9番委員。

9番委員 議案第71号申請番号1番について、現地調査報告をいたします。現地案内図

続きまして、議案第 7 1 号申請番号 2 番について、現地調査報告をいたします。
 現地案内図は 1 5 ページになります。去る 6 月 1 0 日午後 1 時 3 0 分頃より、設定人及び代理人行政書士立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人及び代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準を満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

16

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和4年7月15日

議事録署名人（8番・スズキ カズオ）

議事録署名人（10番・モリ アキオ）

議事録署名人（12番・イマムラ ヒデミ）
